

荒川区物価高騰対応給付金のお知らせ

長引く物価高騰から区民の生活を守るため、国の重点支援地方交付金を活用し、区民一人当たり4,000円を支給します。

対象

令和7年12月25日時点で荒川区に住民登録がある方

※上記対象の世帯において令和8年3月31日（火）までに出生した新生児も対象です。手続きについてはお問い合わせください。

申請方法

① 以前荒川区から給付金を本人口座で受給した方等

→2月中旬から順次、支給通知書（はがき）を送付します。
記載の口座に変更がなければ、自動的にお振込みします。

② ①以外の方

→3月下旬から順次、申請書を送付します。
オンラインまたは郵送で申請をお願いします。



申請期限

令和8年6月30日(火)まで（必着）

配偶者からの暴力（DV）等で避難されている方へ

荒川区に避難中である証明書があれば、荒川区に住民登録がなくても給付金を受け取ることができます。証明書の発行手続きは、アクト21（☎ 03-3809-2890）にお問い合わせください。

問合せ

荒川区物価高騰対応給付金コールセンター

☎ 0120-925-030

受付時間 8:30～17:15（土日祝除く）

（AI音声は24時間対応）

詳細は…

荒川区ホームページ

<https://www.city.arakawa.tokyo.jp/a009/news/20251226.html>

右記の二次元コードからアクセス可能です。

